

II 健康推進班

1 健康づくり事業

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業

2 結核対策事業

- (1) 結核対策の概要
- (2) 結核の現状
- (3) 接触者健康診断
- (4) 結核対策事業
- (5) 検査の状況
- (6) 感染症診査協議会
- (7) 普及啓発活動
- (8) 結核指定医療機関

3 感染症対策

- (1) 感染症対策の概要
- (2) 感染症届出状況
- (3) 感染症発生動向調査
- (4) HIV/AIDS対策及び性感染症対策
- (5) 予防接種
- (6) ウィルス性肝炎対策
- (7) 麻しん対策
- (8) 風しん対策
- (9) 感染症対策研修会
- (10) 新型コロナウイルス感染症

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

1 健康づくり事業



(1) 健康増進事業

ア 法的根拠及び目的

平成12年3月、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」通知が出された。

沖縄県では、平成14年1月に県民の「早世の予防（若くして死亡する県民の減少）」、「健康寿命の延伸（障害のない期間を長くする）」、「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。

平成15年5月に公布された健康増進法（平成14年法律第103号）では、法第8条において県・市町村は、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画（「健康増進計画」）を策定することが規定された。

県においては平成20年3月、長寿世界一復活に向けたアクションプラン「健康おきなわ21」を策定するとともに、県民の行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定し、県民の健康づくりをより具体的に推進している。

また、平成24年度には同計画の中間評価を行い、さらに平成26年3月には、健康長寿おきなわ復活プラン「健康おきなわ21（第2次）」を策定し、平成29年度に同計画の進捗状況について中間評価を実施した。

令和4年度は、次期計画策定に向けて「健康おきなわ21（第2次）」の最終評価が行われた。

イ 南部保健所の取り組み

＊「市町村健康増進計画」の策定支援を平成15年まで推進した。

平成16年12月に「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」を設置し、管内関係団体と連携した健康づくりを行い、平成18年12月には「地域・職域連携推進協議会」を開催するなど、地域住民及び職域の勤労者の生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組んできた。

＊平成20年5月からは糖尿病の合併症の防止、減少をめざし関係者・関係機関の連携を目的に「南部地区糖尿病連携会議」を開催した。平成22年度から「地域職域連携推進協議会」を「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」に統合し、「健康おきなわ21」の施策を効果的かつ総合的に推進すると共に、管内関係者が連携し地域・職域の継続的な健康づくりを推進している。

＊平成22年度は南風原町と共催し「働くあなたと家族の健康づくり」をテーマに、平成23年度は糸満市と共催し「いきいき健康たのしく運動」をテーマに南部地区健康おきなわ21推進大会を開催した。

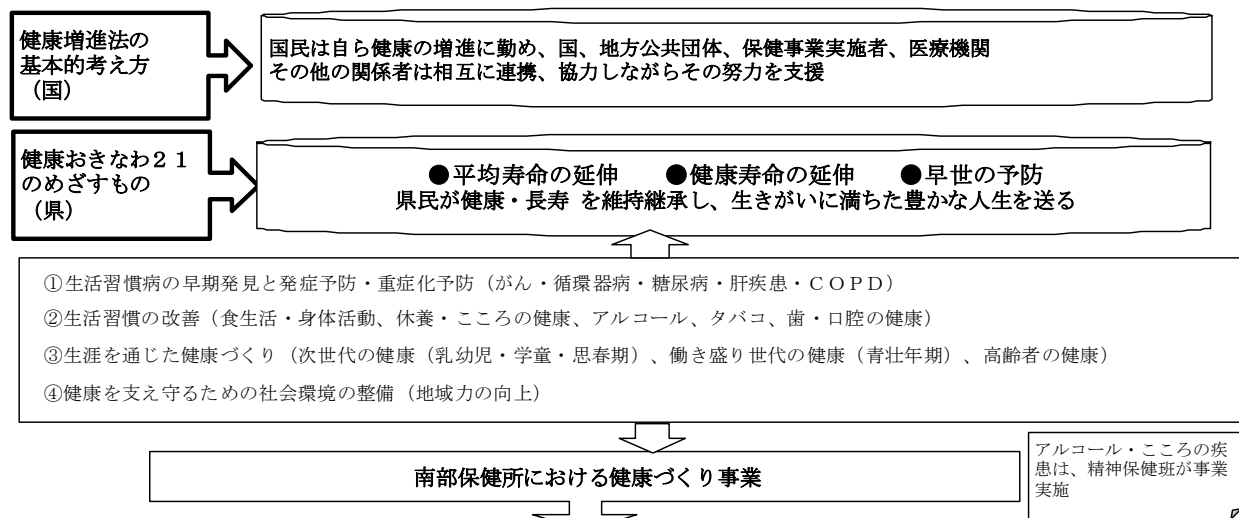
＊随時業務の見直しを図り、各地区の健康推進大会は、平成23年度まで実施、健康展は平成30年度まで実施、健康づくり実践優良団体・優良事業所の表彰事業は、令和元年度まで実施した。

＊受動喫煙対策として「沖縄県禁煙施設認定制度」推進を令和元年度まで実施した。健康を支え守るための社会環境の整備として、「栄養情報提供店」の登録を実施している。

ウ 健康づくり推進事業体系

表1 健康づくり推進事業体系

健康づくり事業体系図（令和4年度事業実績）



取組内容	食事・運動・休養・ こころ・アルコール等	生活習慣病	タバコ	歯の健康
実態把握	①人口動態統計 ②地域保健・健康増進事業報告（市町村・県→国へ報告） ③特定健康診査集計データ集等 ④管内市町村との情報交換会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止		①九州厚生局ホームページ（ニコチン依存管理料施設基準届出医療機関届出リスト） ②飲食店受動喫煙対策状況調査（健康長寿課実施）の結果に沿って、飲食店へ確認・指導助言	①「管内保育所（園）・認定こども園歯科保健状況調査」：保育所（園）122ヶ所、認定こども園65ヶ所を対象に10月～11月実施 調査結果を県健康長寿課、歯科医師会、市町村主管課、保育所（園）、認定こども園へ送付 ②地域保健・健康増進事業報告
住民への働きかけ	①健康づくり普及啓発のパネル展：5月世界禁煙デー・6月食育月間・禁煙週間・歯と口の健康週間 ②健康増進普及月間・食生活改善普及運動・がん征圧月間 10月がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間、11月「歯～がんじゅう月間」、全国糖尿病週間・アルコール関連問題啓発週間 3月女性の健康週間 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパネル展実施なし、保健所内でのポスター掲示・チラシ設置及び食品衛生講習会等でチラシ・普及啓発グッズ配布 ③ツイッター「ハイサイ なんほ」での啓発 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症業務対応のためツイートの実施なし	①健康づくり普及啓発のパネル展：5月世界禁煙デー・6月食育月間・禁煙週間・歯と口の健康週間 ②健康増進普及月間・食生活改善普及運動・がん征圧月間 10月がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間、11月「歯～がんじゅう月間」、全国糖尿病週間・アルコール関連問題啓発週間 3月女性の健康週間 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパネル展実施なし、保健所内でのポスター掲示・チラシ設置及び食品衛生講習会等でチラシ・普及啓発グッズ配布 ③ツイッター「ハイサイ なんほ」での啓発 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症業務対応のためツイートの実施なし	9月健康増進普及月間・食生活改善普及運動・がん征圧月間 10月がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間、11月「歯～がんじゅう月間」、全国糖尿病週間・アルコール関連問題啓発週間 3月女性の健康週間 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパネル展実施なし、保健所内でのポスター掲示・チラシ設置及び食品衛生講習会等でチラシ・普及啓発グッズ配布 ③ツイッター「ハイサイ なんほ」での啓発 ※R4年度は新型コロナウイルス感染症業務対応のためツイートの実施なし	①食品衛生講習会における情報提供：歯周病予防、管内歯科医療機関リストのパンフレット配布：28回、参加者472人 ②飲食店責任者講習会における歯周病予防に関するリーフレットの配布：3回、参加者302人 ③飲食店指導者講習会における歯周病予防に関するリーフレットの配布：1回、参加者56人
市町村等関係機関への働きかけ	①給食施設指導・助言（通年） 巡回指導（医療監視）：9月～12月 ②給食施設担当者研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ③栄養成分表示相談及び指導（個別、巡回：通年） ④南部地区市町村栄養士研修会（管内健康づくり担当者研修会と合同開催） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ⑤食生活改善推進研修会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止		①市町村等からの「改正健康増進法」の相談に対する助言・情報提供 ②食品衛生協会巡回指導員へ資料提供・助言 ③管内禁煙外来医療機関リストホームページ更新 ④禁煙教育教材の貸出：通年	①「南部保健所管内保育所（園）・認定こども園歯科保健状況調査結果」のもと、施設へ歯みがき及びフッ化物洗口の再開・新規実施について勧奨 ②市町村や施設からの相談に応じ助言・資料の提供：28ヶ所、1,385部
組織・制度など環境整備	①管内健康づくり担当者研修会（市町村栄養士研修会と合同開催）：新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ②栄養表示指導・栄養表示巡回指導：通年 ③栄養情報提供店普及事業：通年（登録21店） ④食改養成講座講師としての市町村支援：7月（西原町）、1月（南大東村）		①受動喫煙防止の推進：「改正健康増進法」について周知 ②「飲食店受動喫煙状況調査」（健康長寿課から食品衛生協会への委託事業）に関する食品衛生協会からの相談対応・資料提供	①フッ化物洗口の啓発：保育所・認定こども園：通年 ②フッ化物洗口支援事業（保護者説明会講師派遣や洗口に必要物品の支援）：新型コロナウイルス感染症の影響により中止
その他	①管理栄養士・栄養士免許関係			

エ 普及啓発

(ア) 健康づくり関係週間・月間事業

目的：「健康おきなわ21（第2次）」の掲げる目標を達成するため、厚生労働省が主催の週間・月間等の機会を捉え健康づくりに関する正しい知識を啓発し、健康づくりへの取り組みを推進する。

表2 事業実施内容

令和4年度

事業名	週間・月間	事業内容	場所	実績
①禁煙週間 ②歯と口の健康週間 ③食育月間	①5/31～6/6 ②6/4～6/10 ③6月	①～③ ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会でのパンフレット・普及啓発グッズ配布	保健所内	ア～ウ 令和4年6月
④健康増進普及月間 ⑤食生活改善普及運動 ⑥がん征圧月間	④～⑥ 9月	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会でのパンフレット・普及啓発グッズ配布	保健所内	ア～ウ 令和4年9月
⑦がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間	10月	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会でのパンフレット・普及啓発グッズ配布	保健所内	ア～ウ 令和4年10月
⑧歯～がんじゅう月間 ⑨アルコール関連問題啓発週間 ⑩全国糖尿病予防週間	⑧11月 ⑨11/10～16 ⑩11/13～19	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会でのパンフレット・普及啓発グッズ配布	保健所内	ア～ウ 令和4年11月
⑪女性の健康週間	3/1～8	ア ポスター掲示 イ パンフレット設置 ウ 食品衛生講習会でのパンフレット・普及啓発グッズ配布	保健所内	ア～ウ 令和5年3月

(イ) 受動喫煙対策の普及啓発

目的：「健康増進法の一部を改正する法律(受動喫煙対策)」周知

受動喫煙防止への適切な対応

内容：第二種施設について、食品衛生講習会で情報提供・チラシ配布。

所内でのポスター掲示

オ 市町村・関係機関への働きかけ

(ア) 市町村情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

内容：新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(イ) 市町村健康づくり担当者研修会・南部地区市町村栄養士研修会

新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(ウ) 市町村健康づくりボランティア研修会・食生活改善推進員研修会

新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(エ) 市町村の健康づくり事業推進支援

目的：南部管内の健康増進政策を効果的かつ総合的に推進し、地域住民に密着した健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村の健康づくり計画の策定及び評価を支援する。

表3 市町村健康づくり推進協議会への参加状況及び市町村健康増進計画策定状況
令和4年度

市町村名	日程	場所	委員等	健康増進計画	
				策定	改訂
①浦添市健康づくり推進協議会	令和5年1月19日	浦添市保健センター	所長	H25.3	
②糸満市健康づくり推進協議会	令和4年8月19日	糸満市役所	健康推進班長	H24.3	H30.3
③豊見城市健康づくり推進協議会				H27.3	H31.3
④南城市健康づくり推進協議会				H25.3	
⑤西原町健康づくり推進協議会	令和5年1月19日	西原町役場	健康推進班長	H26.3	H30.3
⑥与那原町				H25.3	
⑦八重瀬町健康づくり推進協議会	令和5年2月2日	八重瀬町保健相談センター	管理栄養士	H25.3	R2.3
⑧南風原町健康づくり推進協議会				H25.3	
⑨久米島町				H25.3	H30.3
⑩渡嘉敷村				策定予定なし	
⑪座間味村				R5年度策定予定	
⑫粟国村				H25.3	
⑬渡名喜村				策定予定なし	
⑭南大東村健康づくり推進協議会				H25.3	H30.3
⑮北大東村				H27.3	

※健康増進計画策定状況は、令和4年度市町村健康づくり事業計画より抜粋

(カ) 南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

目的：「健康おきなわ21（第2次）」を南部地区において効果的かつ総合的に推進し、健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村健康づくり計画の策定、評価等を支援する。また、地域保健・職域保健の連携を通して、働き盛り世代を中心とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を

図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。

委員：15名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

会議：新型コロナウイルス感染症の影響により中止

- (キ) 食品衛生講習会での情報提供（受動喫煙防止・栄養情報提供店等）
毎週水曜日（28回、472名）※資料配付のみ

カ 組織・制度など環境整備

目的：改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進することを目的とする。

- (ア) 受動喫煙防止に関する相談対応及び指導：15施設
- (イ) 改正健康増進法に関する通報対応：通報に対し施設の受動喫煙の現状確認及び指導を行った。（1か所）
- (ウ) 喫煙可能室設置にかかる届出への対応：2件

表4 喫煙可能室設置に係る届出件数 令和4年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
届け出数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

全登録数：634件（令和5年3月末現在）

健康増進法が改正された令和2年度に喫煙可能店の届出を行う店舗が多く、令和3年度及び4年度は少なかった。

(エ) 南部地区栄養情報提供店普及事業の推進

目的：飲食店との連携により、メニューの栄養成分表示や栄養に関する情報を提供し、住民がその情報を参考に外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とする。

- ①登録数：21店舗（令和5年3月末現在）
- ②普及啓発：食品衛生講習会における普及啓発（28回）

(オ) チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録

目的：県民が「健康づくり活動に参加したい」「健康おきなわ21の行動指針を実行したい」という気持ちを実行し継続していくために、自主的な健康づくり活動を行っている団体が、チャーガンジューおきなわ応援団に参加・登録することにより、個人の健康づくりを支援する環境作りを行う。

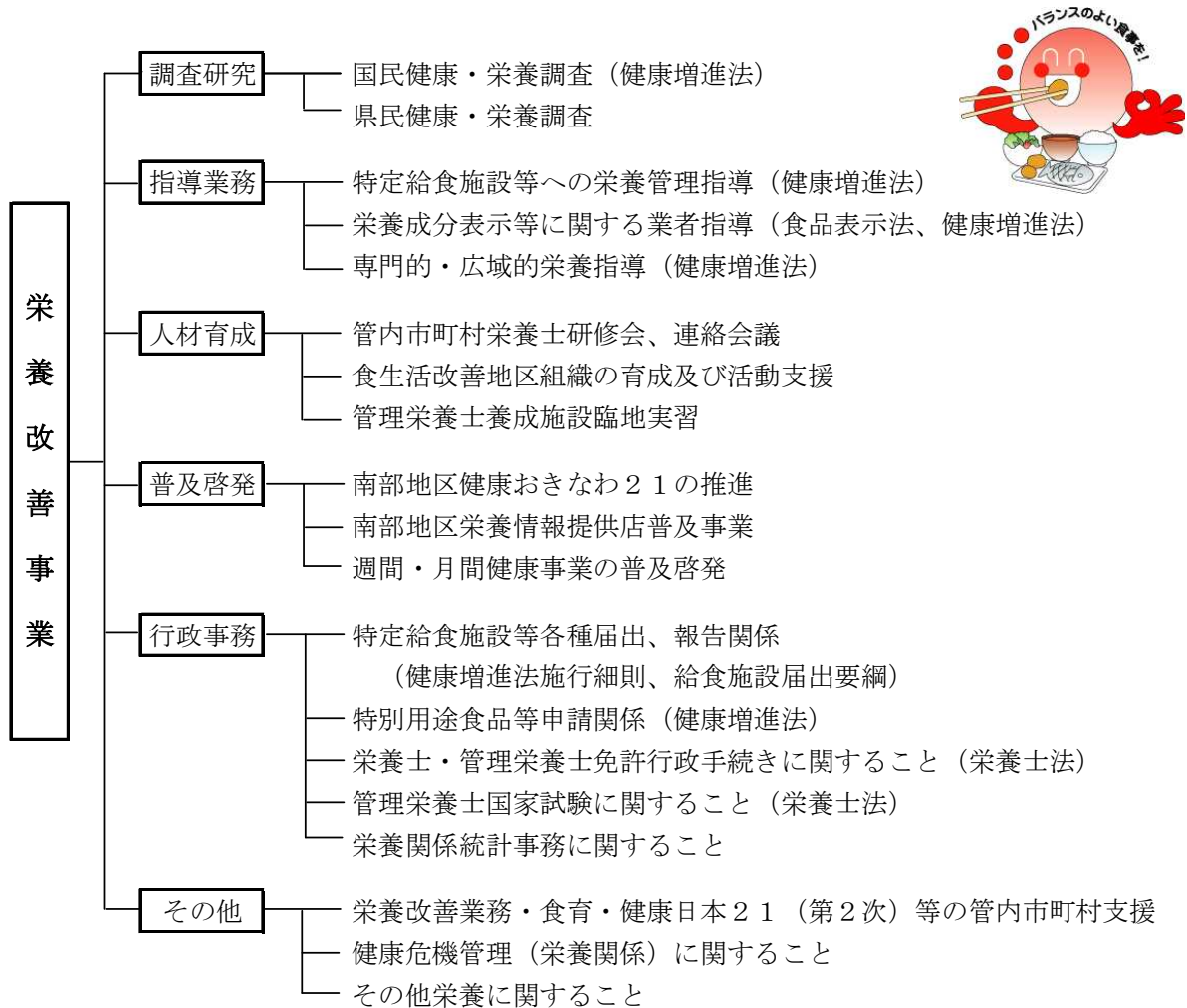
- ・応援団は年に1回活動状況を報告。県の「健康おきなわ21ホームページ」掲載で県民への周知が図られている。

表5 管内チャージャーガンジューおきなわ応援団参加・登録状況（令和5年3月現在）

市町村名	活動分野	団体数
浦添市	運動	1
糸満市	運動	3
南城市	全般	2
	食生活	1
	運動	1
西原町	運動	1
与那原町	運動	1
八重瀬町	運動	3
粟国村	運動	1
南大東村	運動	1
合計		15

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康保持増進を図ることを目的として、健康増進法等に基づき、調査研究、特定給食施設等の栄養管理指導、食品関連企業の食品表示に関する指導など栄養改善及び健康おきなわ21（第2次）の推進に係る事業を実施している。



ア 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき、国民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣病の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料を得るために沖縄県が実施し、本県の健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表6 調査実施概要

年度	区分	調査地区	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	主な調査内容
平成30年度	国民	豊見城市我那覇	9	66	・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・血液検査
		糸満市西崎町	6	15	
令和元年度	国民	浦添市伊祖	9	18	・生活習慣調査
令和2年度～4年度	実施なし				

イ 指導業務

(ア) 特定給食施設等指導

特定給食施設とは、特定多数の人に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な指導助言を行っている。

表7 給食施設届出状況と栄養士充足率

令和4年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいない 施設数	施設数 合計	栄養士 充足率 (%)
		施設数	管理 栄養士数	施設数	管理 栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士 数			
特定給食施設	学 校	12	20	6	9	9	5	6	3	26	88.5
	病 院	2	8	21	112	47	0	0	0	23	100.0
	介護老人保健施設	11	18	4	6	5	1	2	0	16	100.0
	介護医療院	1	2	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	老人福祉施設	5	9	8	11	8	0	0	1	14	92.9
	児童福祉施設	11	12	4	4	5	16	16	80	111	27.9
	社会福祉施設	3	10	0	0	0	2	2	0	5	100.0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	2	3	33.3
	矯正施設	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0
	自衛隊	1	1	0	0	0	1	1	2	4	50.0
一般給食センター	1	1	3	3	6	0	0	0	4	100.0	
その他	0	0	1	2	1	3	4	2	6	66.7	
計		48	82	47	147	81	29	32	91	215	57.7
その他の給食施設	学 校	1	1	0	0	0	1	1	0	2	100.0
	病 院	5	13	1	1	1	0	0	0	6	100.0
	介護老人保健施設	0	0	1	2	1	0	0	0	1	100.0
	介護医療院	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	老人福祉施設	2	4	0	0	0	4	5	7	13	46.2
	児童福祉施設	7	7	0	0	0	11	11	59	77	23.4
	社会福祉施設	3	3	3	3	3	2	2	5	13	61.5
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	自衛隊	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0
一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
その他	3	3	0	0	0	4	4	20	27	25.9	
計		23	33	5	6	5	22	23	94	144	34.7

表8 特定給食施設等指導状況

令和4年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回50食以上又は 1日100食以上			
96	5	67	0	0	0

(イ) 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法、健康増進法に基づき、食品関係企業に対し、栄養成分表示及び食品表示（保健事項）、健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表9 栄養成分表示等指導実施状況

令和4年度

個別指導		集団指導（研修会等）	
指導件数 （実数）	指導件数 （延件数）	回数	参加数
35	70	0	0

(ウ) 栄養指導等

健康増進法に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導等を実施している。

表10 栄養指導実施状況

令和4年度

個別指導			集団指導（回/延べ人員）					
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・生活習慣 及び健康増進		その他	
0	1	0	0	0	0	0	0	0

ウ 人材育成

(ア) 研修会開催状況

管内市町村の栄養改善業務及び健康づくり担当者、地域の健康づくりリーダー等を対象とした研修会を開催している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の開催はなかった。

(イ) 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識、技術等を習得した食生活改善推進員（ヘルスマイト）が、地域の健康づくりリーダーとして市町村健康づくり事業及び健康おきなわ21（第2次）の推進等で活躍している。

管内の食生活改善推進協議会の結成状況は表11のとおりである。

表11 協議会結成状況

令和4年度

市町村	協議会結成年月日	会員数 (人)	協議会名
浦添市	平成11年5月21日	34	浦添市食生活改善推進員協議会（てだこの会）
糸満市	平成11年1月27日	38	糸満市食生活改善推進員協議会（ひまわりの会）
豊見城市	平成13年12月25日	15	豊見城市食生活改善推進員協議会（ブーゲンビレア会）
西原町	平成17年5月20日	26	西原町食生活改善推進員協議会
北大東村	平成27年7月1日	6	北大東村食生活改善推進員協議会

(ウ) 管理栄養士養成施設臨地実習

令和4年度は学生の受け入れはなかった。

エ 栄養士・管理栄養士免許関係

栄養士法に基づき申請業務を行っている。その状況は表12のとおりである。

表12 栄養士・管理栄養士免許申請状況

令和4年度

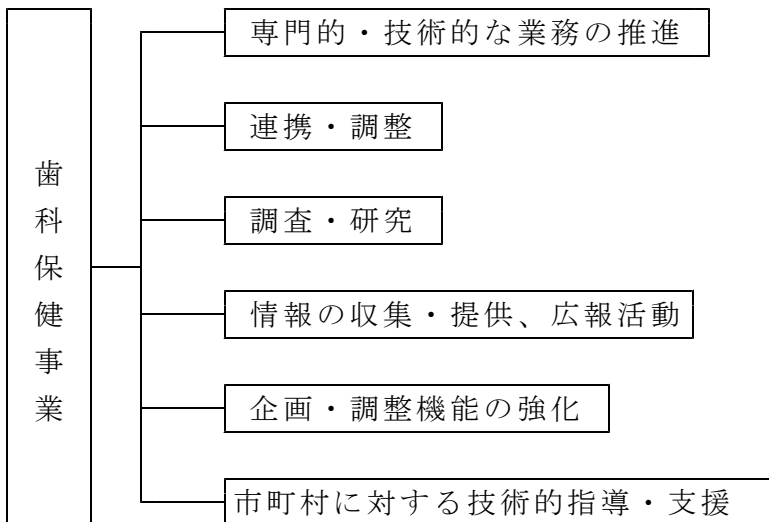
栄養士			管理栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
10	7	2	25	16	2	62

(3) 歯科保健事業

「健康おきなわ21（第2次）」における健康づくりを推進するための4つの基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

また、「沖縄県歯科口腔保健推進計画（歯がんじゅう計画）」において、口腔の健康を保持していくために「8020運動^{はちまる にいまる}」を推奨し、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増加させることを目指して、ライフステージに沿って歯や口腔の課題解決のためフッ化物応用の普及啓発、歯周病予防、高齢者の歯の喪失防止や口腔ケア等の普及啓発に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）健康増進法（第2章第7条第6号）
 歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号）
 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）
 沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成31年3月30日）



” お口の健康3点セット
 歯ブラシ・フッ素・フロス”

ア 専門的・技術的な業務の推進

(ア) フッ化物洗口支援

保育園や認定こども園へフッ化物洗口に関する助言及び資料を提供した。

28ヶ所、1,385部提供

(イ) 歯科保健研修会（フッ化物洗口拡大）

むし歯予防におけるフッ化物応用の効果、安全性を習得することを目的に研修会を開催している。

※新型コロナウイルス感染症の影響（コロナに関する業務対応等）により中止

イ 市町村に対する技術的指導・支援

(ア) フッ化物洗口実施に関する資料の送付及び助言

ウ 情報の収集・提供、広報活動

(ア) 管内保育所（園）・認定こども園歯科保健状況調査の実施

a 目的

保育所（園）、認定こども園における歯科保健活動状況について現状把握及び課題を抽出し、対策の参考資料とする。

b 実施時期

令和4年10月～11月

c 調査対象

南部保健所管内保育所（園）122ヶ所、認定こども園65ヶ所

d 調査結果の報告

保健医療部健康長寿課、県歯科医師会、南部地区歯科医師会、市町村保育・こども園主管課、市町村健康づくり主管課、南部管内保育所（園）、南部管内認定こども園へ調査結果を送付した。

(イ) 普及・啓発

a 「歯と口の健康週間」（6月）

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布4回、52人、飲食店責任者講習会におけるリーフレット（歯周病予防、南部管内歯科医療機関情報、顎関節症に関する内容）の配布1回、156人

「歯と口の健康週間」に関するポスターや趣旨をホームページへ掲載

b 「健康増進普及月間」（9月）

食品衛生講習会におけるリーフレット（歯周病予防、歯の健康に関する内容）の配布1回、13人、飲食店責任者講習会におけるリーフレット（歯周病予防）の配布1回、67人

c 「歯がんにじゅう月間」（11月）

食品衛生講習会におけるリーフレットの配布4回、77人

d 「女性の健康週間」（3月）

食品衛生講習会におけるリーフレット（歯周病予防、むし歯予防、顎関節症に関する内容）の配布1回、23人

e 南部保健所管内歯科医療機関へのむし歯予防に関するポスターの配布（1月）約170ヶ所

(ウ) 障がい児（者）歯科保健に関するポスター掲示（所内）

リーフレット（口腔衛生、歯周病予防に関する内容）配布（来所者）

2 結核対策事業

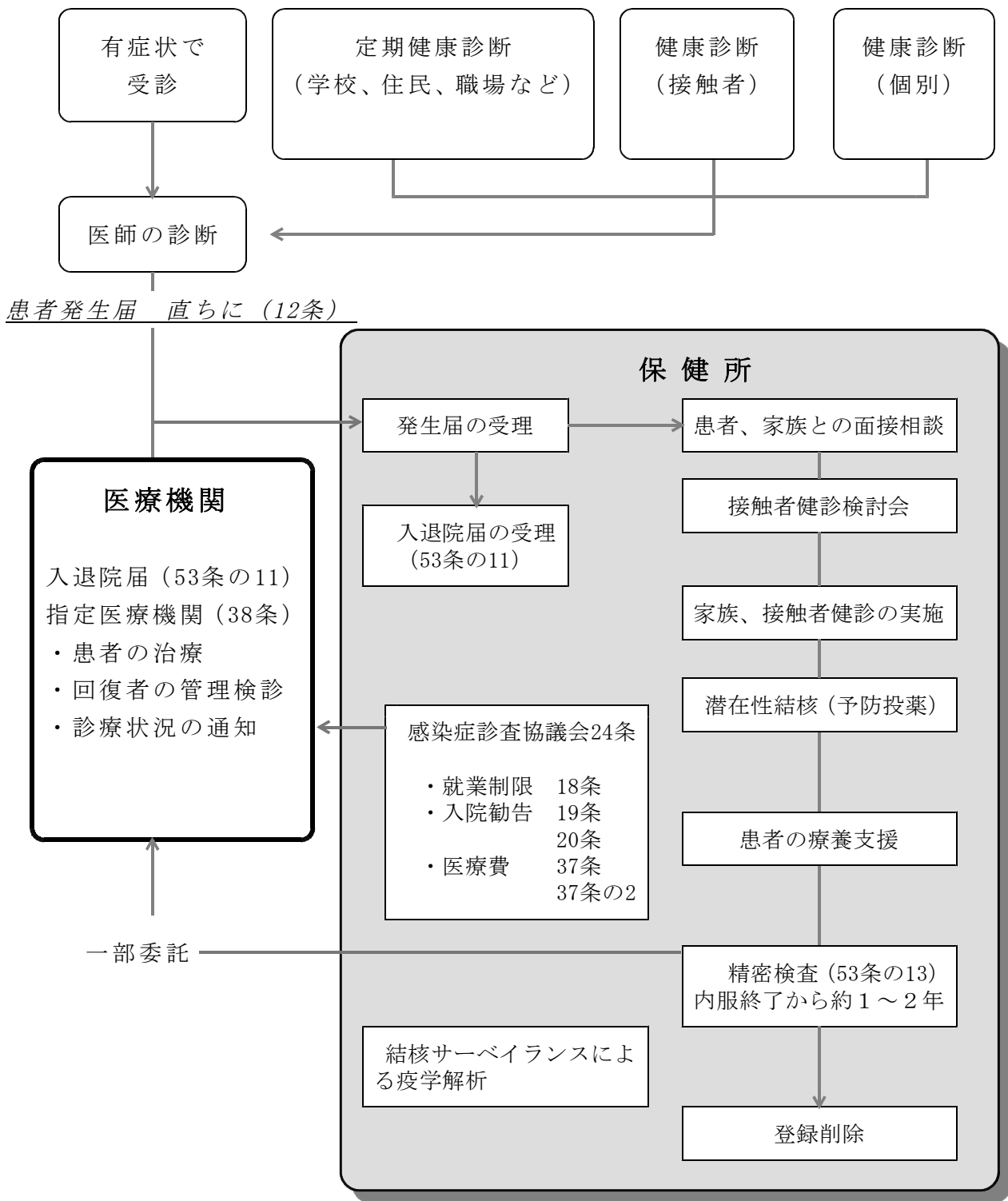
結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づき実施されている。

（1）結核対策の概要

ア 感染症法に基づく結核対策

調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報収集を行う。
健康診断	定期 (第53条2～7)	事業所の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒については学校長が実施 施設（政令で定めるもの）に収容されているものについては施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施
	接触者等 (第17条)	感染源の追求と被感染者の早期発見を目的に実施。 積極的疫学調査を基に対象を選定し、患者家族、その他の接触者に対して健診を実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届出基準に基づき、医師による患者の診断後直ちに届出を行う。 病院管理者による入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防または医療上必要と認められる者に対する家庭訪問、健康教育等。
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防または医療上必要があると認められるときに精密検査を行う。
感染防止	就業制限 (第18条)	結核のまん延防止のため、必要があると認めるときは、規定業務への従事を制限する。また、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行う。
	入院勧告・措置 (第19条、21条)	
医療	入院患者の医療 (第37条)	入院勧告・措置を実施した場合の入院に係る医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核指定医療機関における結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	BCG予防接種 (予防接種法第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村長が実施

イ 結核患者の発見から登録削除まで



- 1 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 2 患者は治療終了後は回復者として保健所又は指定医療機関で1年～2年間の管理検診を行い、再発のおそれなくなった場合、登録から削除される。
- 3 登録削除後は、自主的に健康管理を行う。(職場健診等)

(2) 結核の現状

前年に比べ管内、沖縄県ともに新規登録者数は減少している。

医療機関（受診）による発見が多いが、定期健康診断による発見もみられる。

表1 結核新登録者及び罹患率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 罹患率：新登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国	
	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
平成30年	49	11.8	191	13.2	15,590	12.3
令和元年	46	11.0	176	12.1	14,460	11.5
令和2年	42	9.9	186	12.7	12,725	10.1
令和3年	44	10.4	175	11.9	11,519	9.2
令和4年	29	6.8	124	8.4	10,235	8.2

※ R4年データは概数、全国値は未公表

表2 年末時登録者数及び登録率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 登録率：登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国
	年末登録者数	登録率	年末登録者数	登録率	登録率
平成30年	114	27.4	449	31.0	29.4
令和元年	106	25.3	406	27.9	27.4
令和2年	117	27.7	422	28.9	25.0
令和3年	103	24.3	369	25.3	22.1
令和4年	126	29.6	356	24.2	19.7

※ R4年データは概数、全国値は未公表

表3 発見方法別(新登録患者)の年次推移

	総計	健康診断							その他 の集団 検診	医療 機関	そ の 他	登 録 中 の 健 診	(別掲) 潜在性 結核感 染症
		個別 健康 診断	定期				接触者健診						
			学 校	住 民	職 場	施 設	家 族	そ の 他					
平成30年	49	1	3	1	3	—	—	1	—	38	1	1	50
令和元年	46	—	1	—	4	—	—	—	—	40	—	1	30
令和2年	42	—	1	—	—	—	—	—	—	41	—	—	31
令和3年	44	—	—	1	2	—	—	—	—	40	—	1	27
令和4年	29	1	1	—	4	—	—	1	—	22	—	—	34

表4 活動性分類(新登録患者)の年次推移

	総数	活動性肺結核						(別掲) 潜在性 結核 感染症
		肺活動性結核						
		総数	喀痰塗抹 陽性		そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌陰性 その他	肺外結核 活動性	
			初回治療	再治療				
平成30年	49	38	14	—	18	6	11	50
令和元年	46	31	12	1	14	4	15	30
令和2年	42	27	14	—	12	1	15	31
令和3年	44	32	15	1	12	4	12	27
令和4年	29	21	5	—	12	4	8	34

表5 年齢階級別(新登録患者)の年次推移

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上
平成30年	49	1	—	—	1	6	4	—	3	5	29
令和元年	46	—	—	—	—	4	1	1	3	6	31
令和2年	42	—	—	—	—	5	—	3	4	6	24
令和3年	44	—	—	—	—	2	1	2	2	7	30
令和4年	29	—	—	—	—	5	2	1	—	3	18

※資料 結核登録者情報システム

(3) 接触者健康診断

接触者健康診断とは、結核患者の接触者で感染のおそれがあるものについて、発病の早期発見と感染源の発見を目的に患者家族及び濃厚接触者等を実施する健康診断である。おおむね患者登録時より2年間実施する。

ア 接触者健診実施状況

表6 接触者健康診断実施状況(同居家族等) 令和4年末現在

	対象者数	受診者数 (実)	受診率	健診結果(患者発見)			
				発病者 数	率	潜在性結 核感染症 患者数	率
平成30年	109	99	90.8	1	1.0	2	2.0
平成31年	57	51	89.5	—	—	1	1.9
令和2年	45	43	95.6	—	—	3	7.0
令和3年	27	26	96.3	—	—	2	7.6
令和4年	42	36	85.7	1	2.3	0	0

※令和4年から新規対象者と前年度までの継続対象者まとめて計上。

表7 施設別接触者健康診断実施状況 令和4年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	6	70	70	0	1
精神病院	0	0	0	0	0
福祉施設	0	0	0	0	0
老人施設	4	81	95	0	0
一般職場	1	4	4	0	0
学校	1	42	42	0	2
その他	0	0	0	0	0
計	12	197	211	0	3

令和4年は、接触者健康診断から発病者1名(表6:同居家族等)、潜在性結核感染症3名(表7:一般病院及び学校)の発見があった。

(4) 結核対策事業

1 事業名	地域DOTS体制の推進 －医療機関との連携強化－																																																																								
2 事業の目的	<p>沖縄県南部保健所では平成17年度より在宅で治療を要する全結核患者に対して地域DOTSを導入し、保健所内でDOTSカンファレンスやコホート検討会を実施している。</p> <p>新登録患者には高齢者の一人暮らし及び夫婦のみ世帯、近年では、外国人の結核患者も増えてきている。このことから在宅治療結核患者の治療脱落、中断防止のため、治療機関とカンファレンスや情報交換を行い、結核患者の治療成功率の向上を図ることを目的とする。</p>																																																																								
3 地域の概況	<p style="text-align: center;">結核の現状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;">H29年 (2017年)</th> <th style="width: 10%;">H30年 (2018年)</th> <th style="width: 10%;">R1年 (2019年)</th> <th style="width: 10%;">R2年 (2020年)</th> <th style="width: 10%;">R3年 (2021年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患者登録数</td> <td>55</td> <td>49</td> <td>46</td> <td>42</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>患者 罹患率</td> <td>13.3</td> <td>11.7</td> <td>11.0</td> <td>9.9</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>年末時活動性結核有病率</td> <td>8.7</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>5.9</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>塗抹陽性肺結核罹患率</td> <td>4.6</td> <td>3.34</td> <td>3.1</td> <td>3.3</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>平均全結核 治療期間(日数)</td> <td>213</td> <td>274</td> <td>272</td> <td>259</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>平均肺結核 入院期間(日数)</td> <td>78.0</td> <td>51.0</td> <td>55.0</td> <td>57.0</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>登録者の65歳以上者 割合</td> <td>58.2</td> <td>67.35</td> <td>78.26</td> <td>66.67</td> <td>77.3</td> </tr> <tr> <td>登録中外国人出生者割合</td> <td>10.9</td> <td>18.37</td> <td>6.52</td> <td>11.9</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率</td> <td>45.45</td> <td>77.78</td> <td>64.29</td> <td>76.92</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>治療中死亡割合</td> <td>36.36</td> <td>16.67</td> <td>35.71</td> <td>23.08</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>治療失敗脱落中断割合</td> <td>9.09</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">出典：NESID、公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター※1 ※1：結核管理図（～2020年）、結核指標値（2021年）</p>		H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	新患者登録数	55	49	46	42	44	患者 罹患率	13.3	11.7	11.0	9.9	10.4	年末時活動性結核有病率	8.7	6.9	6.9	5.9	8.0	塗抹陽性肺結核罹患率	4.6	3.34	3.1	3.3	3.8	平均全結核 治療期間(日数)	213	274	272	259	281	平均肺結核 入院期間(日数)	78.0	51.0	55.0	57.0	51	登録者の65歳以上者 割合	58.2	67.35	78.26	66.67	77.3	登録中外国人出生者割合	10.9	18.37	6.52	11.9	6.8	登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	45.45	77.78	64.29	76.92	50.0	治療中死亡割合	36.36	16.67	35.71	23.08	28.6	治療失敗脱落中断割合	9.09	0.00	0.00	0.00	0.00
	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)																																																																				
新患者登録数	55	49	46	42	44																																																																				
患者 罹患率	13.3	11.7	11.0	9.9	10.4																																																																				
年末時活動性結核有病率	8.7	6.9	6.9	5.9	8.0																																																																				
塗抹陽性肺結核罹患率	4.6	3.34	3.1	3.3	3.8																																																																				
平均全結核 治療期間(日数)	213	274	272	259	281																																																																				
平均肺結核 入院期間(日数)	78.0	51.0	55.0	57.0	51																																																																				
登録者の65歳以上者 割合	58.2	67.35	78.26	66.67	77.3																																																																				
登録中外国人出生者割合	10.9	18.37	6.52	11.9	6.8																																																																				
登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	45.45	77.78	64.29	76.92	50.0																																																																				
治療中死亡割合	36.36	16.67	35.71	23.08	28.6																																																																				
治療失敗脱落中断割合	9.09	0.00	0.00	0.00	0.00																																																																				
4 実施時期	令和4年度（2022年度）																																																																								
5 実施期間	令和4年4月～令和5年3月																																																																								
6 実施対象者 規模	<p>1 南部保健所管内における服薬中の全患者：70名</p> <p>2 患者発生した施設への結核研修会：1回</p>																																																																								
7 事業内容	<p>1 地域DOTSの実施</p> <p style="margin-left: 20px;">訪問 延 53 件</p> <p style="margin-left: 20px;">電話 延 14 件</p> <p style="margin-left: 20px;">来所 延 84 件</p> <p style="margin-left: 20px;">その他、随時医療機関との調整・DOTS調整を実施。</p>																																																																								

7 事業内容	<p>2 その他の研修会</p> <p>1) 結核の届出があった医療機関、施設、日本語学校等で積極的疫学調査や接触者健診を実施する中で、結核に関する知識、マニュアル等の情報提供を実施</p>
8 本事業を実施したことにより期待される効果	<p>1 患者に応じた地域 DOTS を行うことで治療を完了させることができる。</p> <p>2 関係機関との連携を図ることで、各々の役割を確認することができ、地域 DOTS を推進することができる。</p>

(5) 検査の状況

ア X線撮影

表8 胸部X直接撮影件数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
管理検診	45	43	26	19	19
接触者健診	58	44	52	32	41
合計	103	87	78	51	60

※管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者。

接触者健診：結核患者との接触者。

イ 血液検査、喀痰検査

表9 月別検査件数 [令和4(2022)年度]

単位：件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
喀 痰	塗抹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	培養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	同定	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
QFT検査		0	0	24	18	70	30	21	4	4	57	12	16	256
検査件数合計		0	0	25	18	70	30	21	4	4	57	12	16	257

表10 年度別検査件数

単位：件数

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
喀 痰	塗抹	6	3	9	9	25	14	-	19	-	3	-
	培養	6	3	9	9	25	14	-	19	-	3	-
	同定	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	1
QFT検査(管内)		55	237	388	271	535	300	115	152	156	123	256
QFT検査(管外)		745	419	478	436	396	200	547	201	9		
検査件数合計		812	662	884	725	982	530	662	392	165	129	257

※1 QFT検査について、平成23年度1月から令和2年4月まで、南部保健所検査室にて県内4保健所から受託し実施していた。令和2年5月以降、本庁主管課にて県内4保健所分を一括で外部検査機関に委託。令和4年4月～5月中旬は委託契約の締結に至らず、実施なし。

※2 平成25年度5～6月はQFT採血管の不具合により外部検査機関に委託。(管内22件、T-SPOT検査)。

(6) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、委員6名は感染症指定医療機関の医師、感染症患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに法律以外の学識経験者で、委員の過半数は医師であり、県知事が任命する。感染症法第18条の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議し、また保健所が実施する結核対策事業に関する意見を行う。原則毎月第2、第4木曜日に開催し、令和4(2022)年度の開催回数は22回であった。

表11 診査状況(延べ件数)

令和4(2022)年

	諮問	承認	保留	不承認
法37条(入院勧告(措置)患者医療費)	21	21	0	0
法37条の2(外来治療等結核患者医療費)	122	115	4	3

表12 委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	原永 修作	琉球大学病院 医師
委員	和氣 亨	県立南部医療センター・こども医療センター 医師
委員	名嘉村 敬	社会医療法人仁愛会浦添総合病院 医師
委員	上野 志穂	社会医療法人友愛会健康管理センター 医師
委員	辺土名清子	那覇人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	亀島 宏美	あい法律事務所 弁護士

(7) 普及啓発活動

国では、国民の結核に関する正しい知識を深め、結核対策の推進を図るため9月24日から30日を結核予防週間と定めている。

南部保健所では、結核予防週間の周知活動としてJICA沖縄、沖縄県ちゅら島事業協同組合、公益財団法人オイスカ沖縄、琉球大学、特別養護老人ホームを始め老健施設等合計38カ所へポスター及びリーフレットの配布と掲示依頼を行った。

所内では令和4(2022)年9月24日から9月30日の間、保健所前フェンスに横断幕の掲示、また、所内にてポスターを掲示した。

(8) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核の公費負担医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣、または県知事が開設者の指定申請を得て指定する。

管内の指定医療機関は次のとおりである。

表13 管内指定医療機関 [令和4年度末現在]

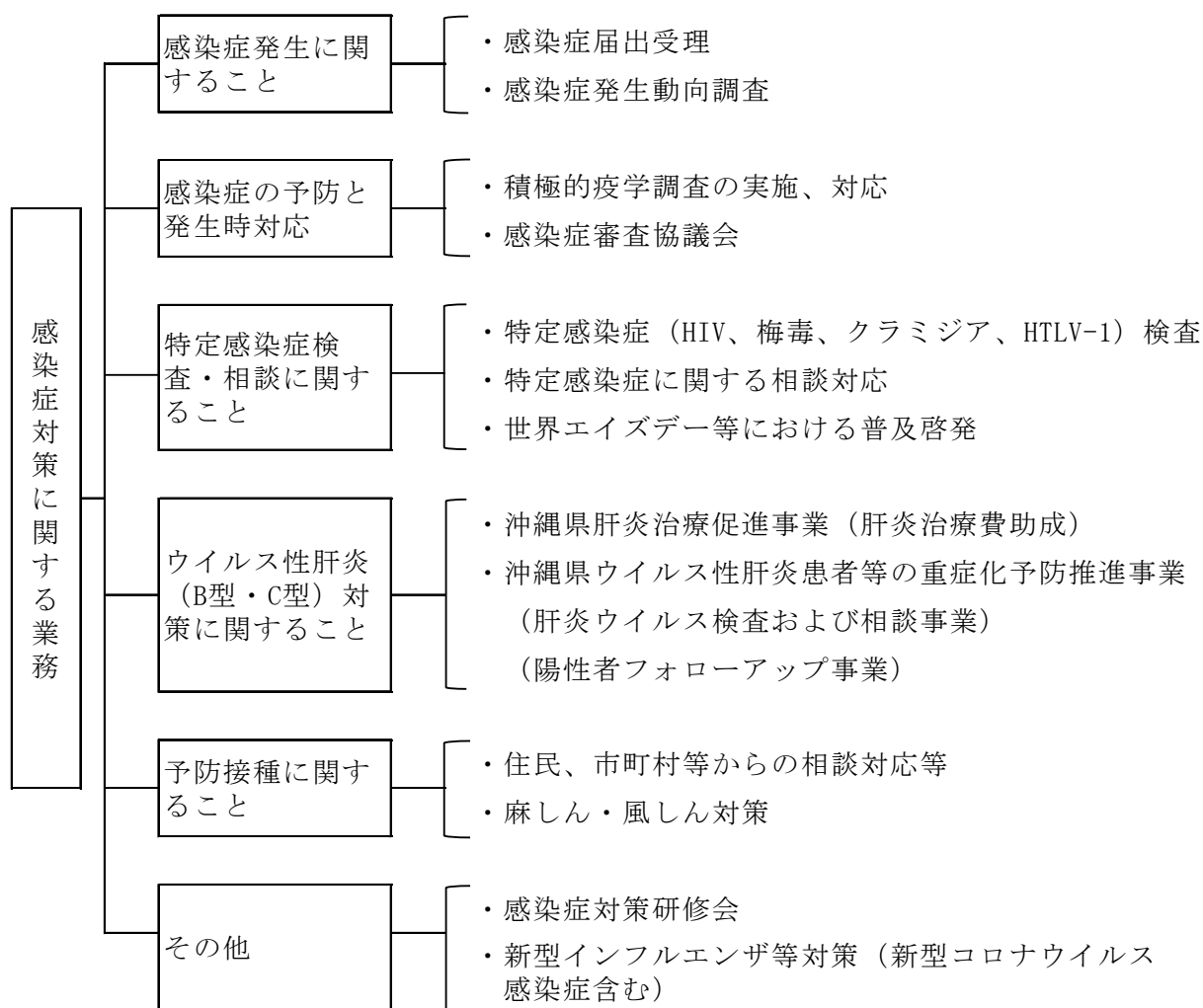
医療機関	薬局	計
86	135	221

3 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症発生時には積極的疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生及びまん延防止のための研修会を開催している。



(2) 感染症届出状況

感染症法の対象とする感染症は1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症に類型化されている。保健所は医師から感染症発生の届け出を受理すると、感染源及び感染経路解明のための調査を行い、二次感染防止のための対策を講じている。対応が遅れると、感染拡大や集団発生を招く恐れがあるため、迅速な対応が必要となる。具体的には、対人措置として、健康診断、就業制限及び入院勧告が、その他の措置として消毒や

生活用水の使用制限など、8つの措置があり感染症類型によって対応が異なる。なお、管内の感染症届出状況（全数把握）は表1のとおりである。

表1 感染症届出状況（全数把握）の推移（南部保健所管内）

疾病		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2類	結核※		—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢		—	1	—	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-26)		11 (2)	2 —	3 —	2 —	8 (1)
	(O-91)		(2)	—	—	—	—
	(O-109)		—	—	—	—	(1)
	(O-111)		(1)	—	(1)	—	—
	(O-157)		(5)	(2)	—	(1)	(3)
	(O-115) (O型別不明)		(1) —	— —	— (2)	— (1)	— (3)
4類	E型肝炎		—	—	—	2	—
	A型肝炎		4	1	—	—	—
	デング熱		—	3	—	—	2
	レジオネラ症		3	5	4	6	8
	レプトスピラ症		—	1	1	—	1
	つつが虫症		—	—	—	1	1
5類	アメーバ赤痢		3	2	2	1	—
	ウイルス性肝炎		2	1	2	—	4
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		7	6	10	17	6
	急性弛緩性麻痺		1	—	—	1	3
	急性脳炎		6	7	2	12	5
	クロイツフェルト・ヤコブ病		—	2	1	1	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		6	6	1	6	11
	後天性免疫不全症候群		12	11	15	16	13
	ジアルジア症		1	1	—	—	—
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		8	5	5	2	4
	侵襲性肺炎球菌感染症		22	26	19	13	24
	梅毒		34	14	26	49	59
	播種性クリプトコックス症		—	1	—	—	1
	バンコマイシン耐性腸球菌		2	—	2	—	—
	風しん		6	—	—	—	—
	麻しん		21	1	—	—	—
	百日咳		10	10	—	1	5
水痘(入院例)		1	—	—	—	1	
指定感染症／新型コロナウイルス感染症			—	6	2780	30865	110039
合計			160	112	2873	30995	110197

結核については結核の頁を参照

資料：感染症発生動向調査

(3) 感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査は1～4類感染症は随時、5類感染症は週単位（一部月単位）で情報収集・分析・情報提供することにより、その流行の予測と予防対策に役立てようとするもので、厚生労働省とのオンラインシステムにより実施している事業である。

なお、平成25年4月1日に那覇市保健所が設置されたことにより、南部保健所管轄が変更（7市町→15市町村）となり、南部管内の定点医療機関として、インフルエンザ14定点、小児科8定点、眼科3定点、基幹1定点、STD（性感染症）4定点（平成25年4月1日現在）から情報を収集・解析し、定点医療機関、管内市町村等へ還元している。令和4年度の管内の5類（定点把握）感染症報告状況は表2のとおりである。

表2 南部保健所管内における5類（定点把握）感染症報告状況

（令和4年第14週～令和5年第13週）

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
インフルエンザ	1	0	0	12	44	22	2	1	166	2143	810	114	3315
RSウイルス感染症	0	1	0	9	32	49	79	77	20	6	4	1	278
咽頭結膜熱	8	3	4	3	3	4	2	2	1	5	3	5	43
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	13	11	5	7	6	9	9	7	7	17	19	29	139
感染性胃腸炎	85	115	98	148	121	59	35	44	41	48	22	65	881
水痘	6	2	6	0	3	5	9	6	5	7	1	1	51
手足口病	68	161	84	62	52	21	16	14	9	28	44	82	641
伝染性紅斑	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
突発性発しん	7	7	6	5	7	10	4	11	4	0	4	7	72
ヘルパンギーナ	3	2	13	2	9	5	5	26	19	3	0	3	90
流行性耳下腺炎	3	1	2	0	0	0	1	1	3	1	1	1	14
急性出血性結膜炎	1	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	8
流行性角結膜炎	7	8	4	8	6	6	10	9	19	7	8	9	101
細菌性髄膜炎	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	4
無菌性髄膜炎	1	4	0	2	2	1	1	1	1	0	0	0	13
マイコプラズマ肺炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：感染症発生動向調査

（4）HIV/AIDS対策及び性感染症対策

ア HIV等性感染症検査・相談の実施

保健所では、昭和62年からHIV抗体検査・相談を匿名・無料で実施している。また、その他の性感染症の相談、クラミジアおよび梅毒の検査についても対応しており、必要に応じ医療機関を紹介している。令和4年度は新型コロナウイルス流行に伴い年度当初、検査を大幅に縮小したが、性感染症の増加で検査需要に応えるべく定例検査を10月から再開した。

イ HIV普及啓発事業

例年、HIV検査普及週間、世界エイズデーでは臨時の検査及び相談の機会を設け検査機会の拡充を図っているが、令和4年度は新型コロナウイルス流行に伴い実施なし。

表3 沖縄県のHIV感染者・エイズ患者届出件数 単位：件

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
県全数	20	19	23	25	18
南部保健所	0	0	0	16	12

表4 令和4年度HIV・性感染症検査実施状況（月別）

単位：件

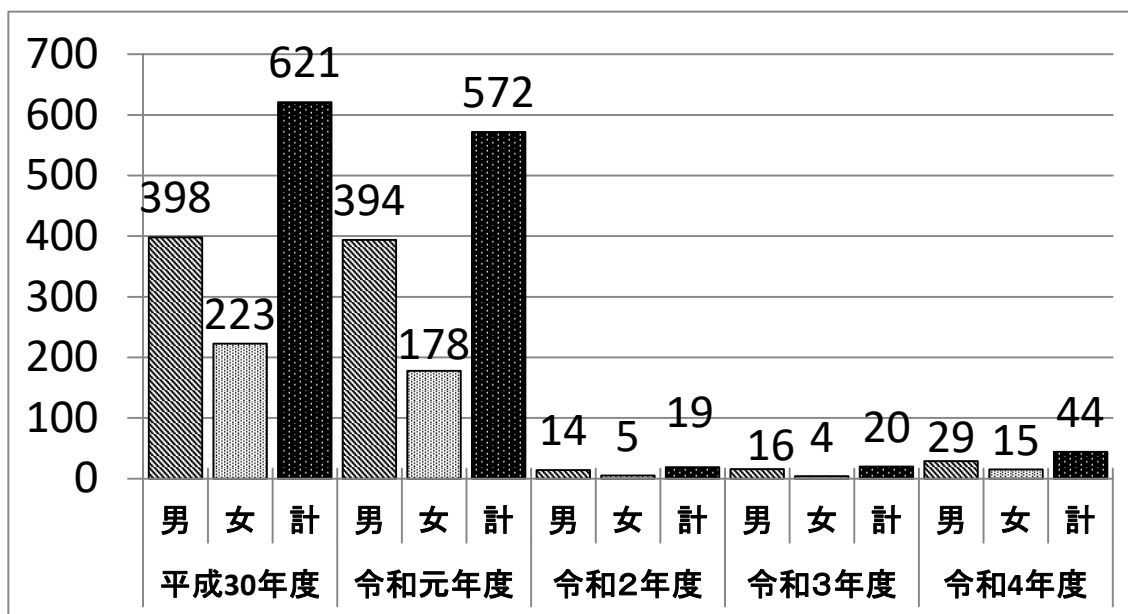
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
HIV 抗原抗体	男	0	0	0	0	0	1	4	4	7	4	9	29
	女	0	0	0	0	0	1	0	2	1	4	7	15
梅毒	0	0	0	0	0	0	2	4	6	8	8	16	44
クラミジア	0	0	0	0	0	0	1	4	3	7	8	16	39
検査総件数	0	0	0	0	0	0	5	12	15	23	24	48	127

表 5 南部保健所年度別HIV・性感染症検査実施状況

単位：件

年度	性別	HIV抗体検査	梅毒検査	クラミジア検査	
平成30年度	男	398	396	329	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年4回実施
	女	223	222	166	
	計	621	618	495	
令和元年度	男	394	388	338	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年3回実施
	女	178	176	144	
	計	572	564	482	
令和2年度	男	14	14	13	※新型コロナウイルス感染症拡大のため、検査実施日を大幅に縮小
	女	5	5	5	
	計	19	19	18	
令和3年度	男	16	15	7	※新型コロナウイルス感染症拡大のため、検査実施日を大幅に縮小していたが、11月～令和4年1月のみ再開
	女	4	4	0	
	計	20	19	7	
令和4年度	男	29	29	27	※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、9月まで休止していたが10月から検査再開。
	女	15	15	12	
	計	44	44	39	

図 1 年度別 HIV 検査実績



※平成18年度から6月に「HIV検査普及週間」を創設。12月1日は「世界エイズデー」。

(5) 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。県保健所は予防接種法第5条第1項に基づき市町村に対して定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

また、住民や市町村の問い合わせへの対応、管内市町村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告、市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

(6) ウイルス性肝炎対策

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に実施している。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度から未受検者を対象にHBs抗原検査およびHCV抗体の無料検査を実施している。陽性者には医療機関の紹介を行っている。※令和4年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を中止。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られたものに対し、医療機関受診の状況の確認や受診勧奨を行っている。また検査費用の助成（初回精密検査及び年度2回の定期検査）を実施している。

イ 肝炎治療促進事業

平成20年度から肝炎患者の経済的負担を軽減による早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的に実施している。

表6 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（年度別） 単位：件

※令和4年度は新型コロナウイルス流行に伴い、検査を中止

検査の種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
HBs抗原・抗体	68	42	0	0	0
HCV抗体	65	38	0	0	0

表7 年度別肝炎治療医療費助成申請件数

年度	総数	内訳	
		B型肝炎	C型肝炎
平成30年度	230件	205件	25件
令和元年度	228件	213件	15件
令和2年度	97件	86件	11件
令和3年度	254件	241件	13件
令和4年度	251件	241件	10件

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に受給者証の有効期限が切れる更新申請対象者については、申請手続きなし（自動更新）の措置が取られたため、申請件数は例年に比較し減少している。

（7）麻しん対策

平成19年の全国的な麻しん流行を受けて、国においては、「麻しん排除計画」や「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し麻しん対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成20年1月1日より麻しんは5類全数報告疾患となっている。

本県では、平成13年の「沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会」を発足し、法律による定点把握のみならず、全数把握事業および麻しん発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等独自の麻しん発生全数把握事業を行っている。

（8）風しん対策

平成25年には全国で累計14,357例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年以降（平成20年～平成25年）では最も多い報告数となり、平成24年10月から平成26年3月26日までに、44人の先天性風しん症候群の患者が報告された。

上述の通り、平成30年7月以降の風しんの発生状況を踏まえ、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、2024年度まで風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われている。

（9）感染症対策研修会

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、研修会は実施なし。

(10) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関（WHO）は、2020年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

沖縄県及び南部保健所管内においては、令和2年2月13日（県報告日は2月14日）に1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生し、令和3年度は30,865件、令和4年度は、110,039例の確定例が報告された（令和5年3月31日現在）。「withコロナに向けた政策の考え方」

（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化が進められた。

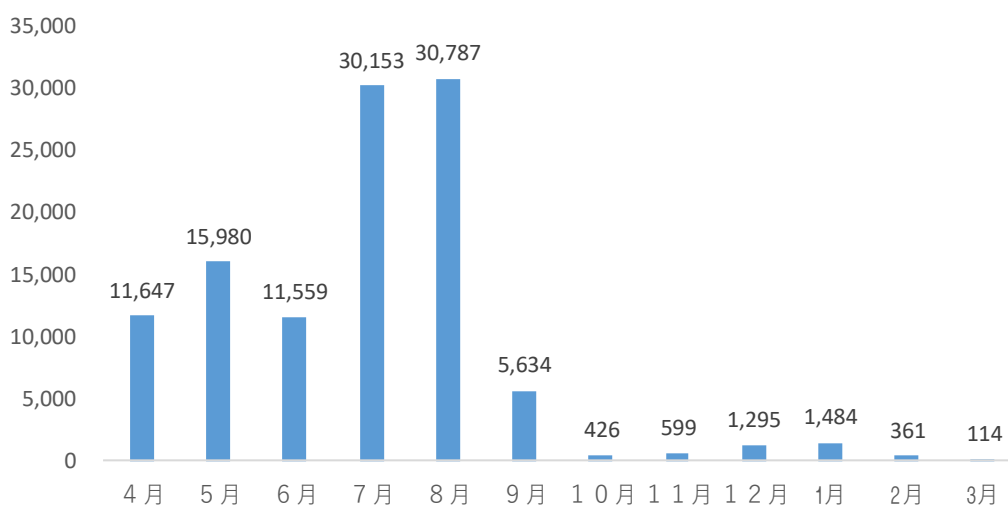
表8 南部保健所管内及び沖縄県コロナ患者月別陽性者数（報告月別）

単位：人

確定月別	2022/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023/1月	2月	3月	計
南部保健所管内	11,647	15,980	11,559	30,153	30,787	5,634	426	599	1,295	1,484	361	114	110,039
沖縄県	39,031	54,249	38,348	107,218	114,544	22,054	1,445	2,105	4,313	5,078	1,011	540	389,936

図2 南部保健所管内新規感染者数の推移（報告日別）

単位：人



ア 当所で行った新型コロナウイルス感染症相談センター等における相談について

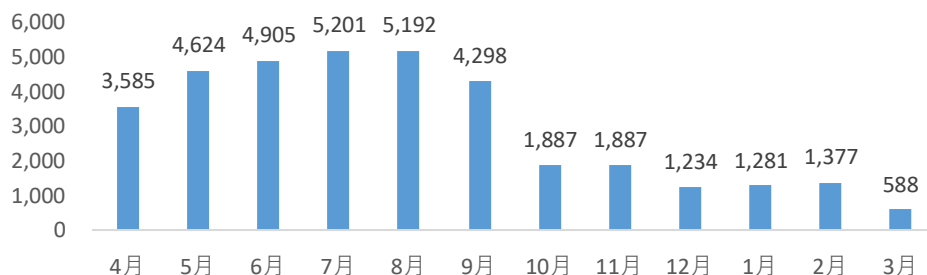
南部保健所では、当初から新型コロナウイルス感染症相談センターを設置しており、令和4年度の件数は以下のとおりである。主な内容は、新型コロナウイルス感染症に対する不安や検査相談、就業制限通知の問い合わせ、療養後の症状継続への不安等多岐にわたっていた。

表9 新型コロナウイルス感染症電話相談件数（月別）

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	3,585	4,624	4,905	5,201	5,192	4,298	1,887	1,887	1,234	1,281	1,377	588	36,059

図3 令和4年度 電話相談件数



イ 当所で実施した行政検査について

南部保健所では、令和4年度に疫学調査で把握した濃厚接触者及び高齢者福祉施設等の入所者・職員に対し行政検査（PCR 検査）を実施し、その件数は以下のとおりである。

表10 令和4年度 行政検査実施件数

単位：件

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
団体件数	2634	2423	1727	1982	2052	477	536	634	1816	1651	302	145	16,379
(内施設数)	(93)	(105)	(94)	(91)	(102)	(26)	(16)	(27)	(50)	(72)	(13)	(11)	(700)
離島件数	92	116	252	656	416	21	8	78	251	264	12	22	2188
個人件数	195	255	76	137	75	26	2	24	35	21	6	0	852
件数総数	2,921	2,794	2,055	2,775	2,543	524	544	736	2,102	1,936	320	167	19,417

図4 令和4年度 行政検査実施件数

単位：件

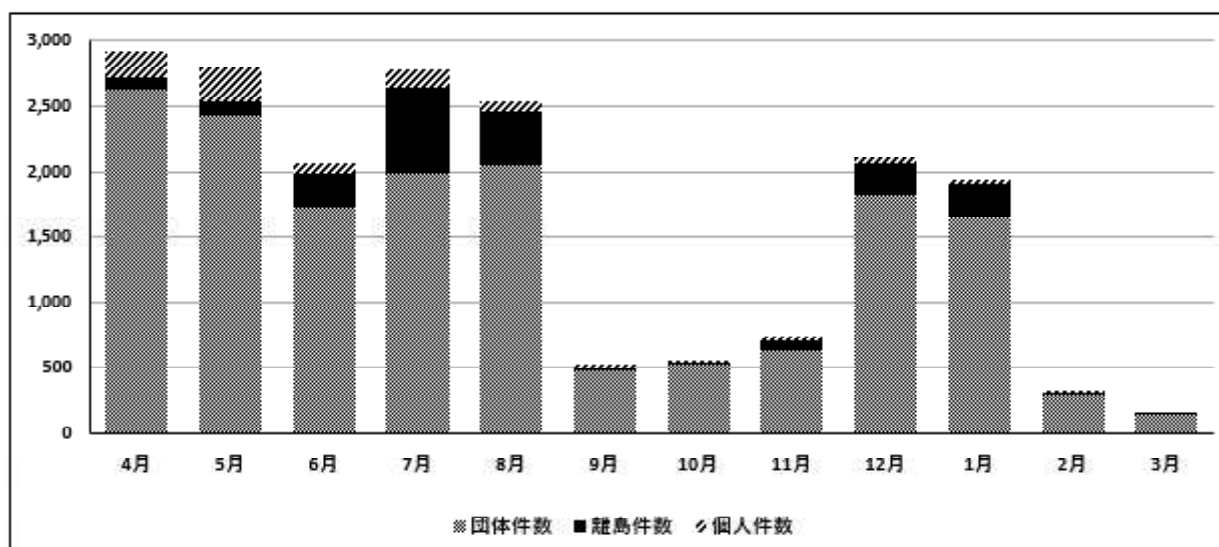
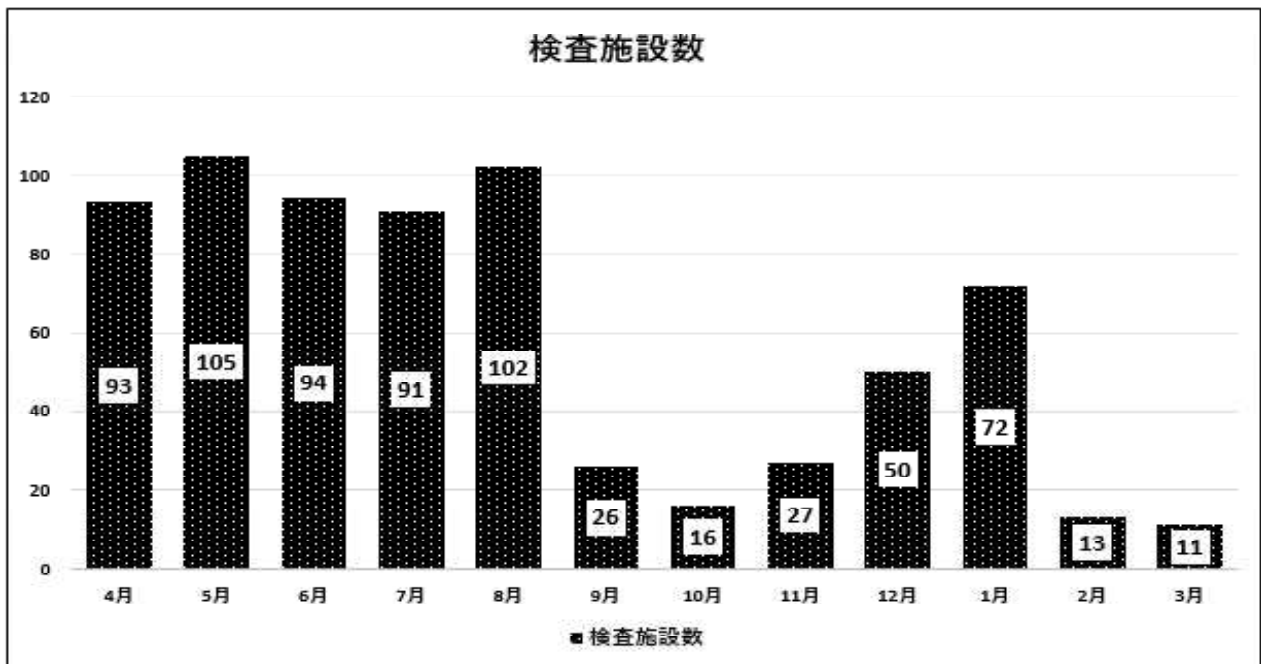


図5 令和4年度 行政検査実施対応施設数

単位：件



4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方で労災補償の対象にならない方の救済を図ることを目的として、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、中皮腫、石綿被害による肺がんにより療養している者及びその遺族に対して、医療費などの支給による被害救済が開始された。さらに、平成22年7月から著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚も救済対象に追加された。

独立行政法人環境再生機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として申請書を受付後、独立行政法人環境再生機構へ送付している。

令和4年度は、申請2件（新規1、追加1）、相談18件（来所3件、電話15件）となっている。

また、平成30年度から令和4年度までの申請及び相談件数は、下記のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	1	1	1	1	2
相談件数	2	5	10	4	18